

# 平成26年度文部科学省における政策評価について

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、国の行政機関は、毎年度、政策評価を実施し、作成した評価書及びその要旨を総務大臣へ送付するとともに、公表する必要がある。

## 【事後評価・事前評価の概要】

### (1) 事後評価

対象：前年度実施施策のうち評価サイクルに当たるものを5段階で評価（※平成25年度は19施策）

### (2) 事前評価

#### ① 新規・拡充事業に関する事前評価

対象：

- ・ 新規事業の内、10億円以上の研究開発事業
- ・ 拡充事業の内、10億円以上の新規性のある事業を含む研究開発事業

#### ② 税制改正要望に関する事前評価

対象：法人税・法人事業税・法人住民税に関する租税特別措置・税負担軽減措置に該当するもの

※評価に当たっては、政策評価に関する有識者会議や科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会から評価の実施について助言などを得ている。

## 【評価結果】

### (1) 事後評価

- |              |   |       |
|--------------|---|-------|
| ・ 目標超過達成     | ： | 無し    |
| ・ 目標達成       | ： | 6 施策  |
| ・ 相当程度進展あり   | ： | 13 施策 |
| ・ 進展が大きくない   | ： | 無し    |
| ・ 目標に向かっていない | ： | 無し    |

### (2) 事前評価

予算要求・税制改正要望の必要性等が認められる